

平成

十八年

五條市議会第四回十二月定例会会議録(第四号)

平成十八年十二月十四日(木曜日)

議事日程(第四号)

平成十八年十二月十四日 午前十時開議

第一 議第七十七号 平成十八年度五條市一般会計補正予算(第四号)議定について

第二 議第六十六号 五條市斎場条例の制定について

議第六十七号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議第七十一号 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立について

議第七十八号 平成十八年度五條市老人保健特別会計補正予算(第一号)議定について

議第七十九号 平成十八年度五條市介護保険特別会計補正予算(第二号)議定について

議第八十号 平成十八年度五條市水道事業会計補正予算(第一号)議定について

第三 議第七十六号 工事請負契約の締結について

追加日程(第五号)

第一 議第一号 議長の選挙について

追加日程(第六号)

第一 議第二号 副議長の選挙について

追加日程(第七号)

第一 議第三号 常任委員の所属変更

本日の会議に付した事件

選第三号 常任委員の所属変更上程まで

出席議員（二十名）

十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
土	黄	樾	寺	佐	花	山	北	西	峯	山	益	池	藤	川	太	西
井	木	塚	本	間	谷	本	山	尾	林	田	田	上	富	村	田	本
康	英	凱	保	正	昭	久	和	彦	宏	由	吉	輝	美	家	好	幸
嗣	夫	一	英	己	典	和	生	和	政	己	博	雄	子	廣	紀	洋

事務局職員出席者

秘書課長 田中賢衛
庶務課長 大垣治
企画調整課長 山下正次

事務局長 長田雅光
事務局次長 乾田旬
事務局主任 西峯美
事務局主任 笹谷久
事務局吏員 今田充法
速記者 柳ヶ瀬五美

午前十時四分再開

○議長（山田由比己）ただいまから、去る八日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

山田澄雄議員から欠席届、峯林宏政議員から遅刻届が出ております。

ただいまの出席議員数は、定足数に達しておりますので会議が成立いたします。

○議長（山田由比己）本日の日程につきましてはお手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（山田由比己）日程第一、議第七十七号を議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会榮林末次委員長。

〔総務文教常任委員長 榮林末次登壇〕

○総務文教常任委員長（榮林末次） 皆さんおはようございます。

ただいま議題となりました、議第七十七号につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る八日の本会議において当委員会に付託され、十一日午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

議第七十七号 平成十八年度五條市一般会計補正予算（第四号）につきましては、五條市育英会補助金、二千万円、地域介護・福祉空間整備等交付金、一千五百万円、火葬場費、一千百三十二万五千元、障害福祉費、一億六千九百七万円等の増額及び身体障害者福祉費、知的障害者福祉費及び精神障害者福祉費の減額、一億六千九百五十九万一千円、人件費の減額、三千九百七十九万八千円等、差引き一千九百九十八万四千円を追加補正し、その財源は、国庫支出金、県支出金、使用料及び手数料、寄附金、分担金の増額と繰入金の減額で賄うもので、委員から、新火葬場の火葬業務を始めとする各種委託業務の内容、業者選定方法、委託金額等について質疑がありましたが、当局の説明により了承した次第であります。

五條市育英会補助金の教育費寄附金にかかわって理事者の方針等について質疑があり、「寄附採納に当たっては、公益性、公共性とともに寄附者の活動実態、文化財・文学的資料等の学術的要素や他の法律との関係等も見極めて判断しており、市の方針については一貫している。」との答弁がありました。

地域介護・福祉空間整備等交付金の規模、内訳等、また新火葬場の開場に伴う駐車場用地について質疑があり、「今回のグループホーム建設に伴う交付金の財源はすべて国庫補助金であり、認知症、高齢者、グループホームについては、配分基準単価から一千五百万円となっている。また、地域に密着した福祉の規模ということから九人が一つの単位となっており、本施設については十八人の規模である。火葬場の駐車場については、旧駐車場のほかに約七十台が駐車可能であり、開場に伴う駐車場用地については支障を来さないものと考えている。」との答弁がありました。

こうして当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議員各位には御理解いただきまして、御了承をよろしくお願いいたしましたして委員長報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（山田由比己） この際、議員各位に申し上げます。委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る八

日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田由比己） 御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田由比己） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山田由比己） 次に、日程第二、議第六十六号、議第六十七号、議第七十一号、議第七十八号、議第七十九号及び議第八十号までの六議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生常任委員会川村家廣委員長。

〔厚生常任委員長 川村家廣登壇〕

○厚生常任委員長（川村家廣） おはようございます。

ただいま議題となりました、議第六十六号、議第六十七号、議第七十一号、議第七十八号、議第七十九号及び議第八十号の六議案につきまして、厚生常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る八日の本会議において当委員会に付託され、十一日午後一時三十分から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、採決をいたしましたものであります。

初めに、議第六十六号 五條市斎場条例の制定につきましては、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため新たに五條市斎場を設置する

こととしたため、その名称及び位置、使用料等を規定するもので、委員から葬祭業者との関係、使用料設定に係る基本方針、年間維持経費等について質疑があり、「葬祭業者の範囲は市内業者であり、市民のあらゆる要求に対応可能な施設となっている。使用料については経費の最低必要額には満たないものであり、災害や緊急時などの特別な理由があるときは減免等の措置もある。また、年間維持経費としては、臨時職員賃金、燃料費等の光熱水費、各種委託料など多額の維持経費が必要となるため、今後も将来にわたって妥当な料金設定の検討をしてみたい。」などの答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六十七号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、ごみの減量化を推進するためみどり園に直接搬入する一般廃棄物処理手数料を改正するもので、委員から、具体的なごみ減量化の方策等について質疑があり、「平成六年からごみの有料化を実施しているが、分別収集について広報による啓発活動や資源回収事業と適正な持込みの推進でごみの減量化を図ってまいりたい。」などの答弁がありました。また、関連して、最終処分場の現況、地元との協定内容等について質疑がありましたが、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、可決すべきものと決定いたしました。が、一名の議員が反対いたしました。

次に、議第七十一号 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度に関する事務を奈良県下の三十九全市町村が共同処理をする奈良県後期高齢者医療広域連合を設立するため、その規約の整備をするもので、委員から後期高齢者医療制度と広域連合の議会の組織について質疑があり、「現在の老人保健制度は、国民健康保険、各種社会保険の加入者が七十五歳になると、それぞれの保険加入の資格のまま老人保健制度で医療を受けている。この老人保健制度を廃止し、七十五歳以上の後期高齢者を対象とする独立した医療制度が創設され、医療費負担割合は、国、県、市が五割、国民健康保険と各種社会保険からの支援金は四割となり、本人は約一割の保険料負担となる。また、広域連合議員は、それぞれの区分において推薦された候補者が関係市町村で選挙され、定数は二十人である。」などの答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、可決すべきものと決定いたしました。が、一名の議員が態度を保留しました。

次に、議第七十八号 平成十八年度五條市老人保健特別会計補正予算（第一号）につきましては、広域連合設立負担金、百三十二万六千円及び医療給付費償還金、一千三百八十九万七千円を追加補正し、その財源は繰越金をもって賄うもので、委員から医療給付費の償還理由について質疑があり、「医療給付費の一年間の必要額として過去三箇年の医療費実績をもとに交付金の概算払を受けているため、当該年度の医療費支出が少なくなつた場合に翌年度で精算され償還することになる。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、可決すべきものと決定いたしました。が、一名の議員が態度を保留しました。

次に、議第七十九号 平成十八年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）につきましては、異動等による人件費、六百七十八万九千円を追加補正し、その財源は繰入金及び繰越金をもって賄うもので、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十号 平成十八年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）につきましては、収益的支出のうち、水道事業費用として異動等による人件費、三百二十五万一千円を追加補正するもので、委員から水道料金の滞納状況について質疑がありました。が、当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（山田由比己）ただいまの厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄）それでは、厚生常任委員長の方から報告ございました議案のうち、議第六十七号、七十一号、七十八号について反対討論を申し上げます。

その他の議案は、賛成させていただきます。

まず、議第六十七号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、反対理由を申し上げます。

この趣旨は、ごみの減量化ということがその理由であります。ごみを減量化することにつきましては、私は大いに賛成でございます。しかし、今回の理由は、みどり園への持込みのごみの料金の値上げだけであって、その他具体的なごみ減量化の方針は示されておりません。委員会での質問では広報等によって啓発していくということでございますけれども、もう現在既に皆様方も御存じのように、分別収集されております。そんな中で、更にごみを市民の皆さん方に減量していただくと思えば、やはり他の市町村のやっていることも研究し、いろいろ研究して具体的なごみ減量化の方針を示さなければ、なかなか市民の皆さん方もどうやってごみを減量化するか迷うことになるのではないかと思います。

同時に、五條市外のごみの持込みの防止にもつながると言われておりますけれども、その対策といたしましては、私は、今回のこの持込みごみ料金の引上げだけでは不十分だと思います。例えば、大淀町では持込みの場合は事前に住所、氏名、電話番号を連絡してもらおうように義務付けております。その中で、町内の方だけの方をオーケーして、町外の人はお断りするというふうにしております。

また、もう一つ案としては、五條広報が発行されておりますから、その広報の一部に持ち込みチケットを印刷して、そのチケットを持ってこられた市民の方だけを受け付けて、五條広報のチケットを持っておられない方はお断りするというのも、五條市外からの持込みを防止することにもつながると思います。こういった、いろんな具体的な対策、方針を示されておられないもとの持込みのごみ料金引上げというのであります。ということは、結局市民の皆さん方にごみ減量化の方針を示さずに値上げだけをするということは、みどり園へ持ってくるごみだけを減らそうということになりますから、結果として不法投棄も増えていくことにつながるおそれのあることだと私は思います。

したがって、非常にごみ減量は賛成でありますけれども、方針と具体化が不十分であるということから、議第六十七号につきましては反対をいたします。

次、議第七十一号 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立についても反対をいたします。

説明にもございましたように、現在の七十五歳以上の方々の老人保健制度の財源は、国民健康保険や社会保険等々から払われております支払基金交付金、これが財源の一つです。もう一つは国庫支出金、もう一つは県支出金、もう一つは繰入金いわゆる五條市の一般会計からの繰入金、そのほか繰越金や諸収入とこうなっております。

したがって、七十五歳以上の方々に特別の保険料や保険税はもたっておりません。ところが、この奈良県後期高齢者医療広域連合を設立して事業を進めるということになりますと、国の法律の改正に伴いまして、七十五歳以上の皆さん方一人一人から保険料を徴収することになります。その割合は、今厚生委員長の方から説明がありましたように一割を賄うということでありま。

具体的に大体の金額を申し上げますと、これは全国平均ですけれども、一人、月大体六千二百円新たに保険料が徴収されることとなります。そして介護保険と同時に、月、一・五万円以上の年金受給者からはこの保険料が天引きになるということでもあります。そして、同時にこの広域連合が設立されるその内容にもありますように、奈良県の市町村すべてを対象にしたこれ、広域連合です。そして、議会をつくって、議員の定数は二十名となっております。ところが、二十名の内訳を申し上げますと、市議員は六名、町会議員又は村会議員は四名、だから市町村の市町村会議員は十名しかとらないわけですね。後の十名は市長六人、町長又は村長が四人ですからね。そして、奈良県全体で市町村の自治体数は三十九あります。三十九ある中

で、議員が出せる自治体はわずか十自治体しかないわけです。三分の一です。三分の二の自治体からは、議員は出せないわけです。ということは、いわゆる議員を出せない自治体の意見や要望は広域連合議会には反映されないし、採決にも加われないということになります。だから、議員を送り出したところだけの自治体の議員の判断と採決によって保険料が決められ、事業が決められていくということになります。これはやっぱり議会運営の、民主的な議会運営は非常に欠けておりますし、このような形の事業の在り方というものも非常に問題があるのではないかなということから、この議案につきましても反対するものであります。

最後、議第七十八号 平成十八年度五條市老人保健特別会計補正予算（第一号）議定についても一部反対いたします。

その理由は、御存じのように老人保健会計補正予算の中に今反対申し上げました奈良県後期高齢者医療広域連合の設立費用として百三十二万六千円が挙げられております。これについては反対します。反対理由は、今申し上げたとおりです。

その他の補正予算につきましては、賛成するものであります。

以上でもって、厚生常任委員長から報告されました議案に対する反対討論を終わらせていただきます。

○議長（山田由比己） 以上で討論を終結いたします。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生常任委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山田由比己） 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山田由比己） 次に日程第三、議第七十六号を議題といたします。

本案につきましては建設経済常任委員会に付託し御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。建設経済常任委員会北山和生委員長。

〔建設経済常任委員長 北山和生登壇〕

○建設経済常任委員長（北山和生） ただいま議題となりました、議第七十六号につきまして、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る八日の本会議において当委員会に付託され、十一日午前十一時五分から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

議第七十六号 工事請負契約の締結につきましては、複合施設建設工事を七共同企業体による一般競争入札の結果、三億六千七百五十万円で新田組・高崎組特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社新田組代表取締役新田信代と工事請負契約を締結するもので、委員から五條市建設工事等請負業者選定審査会要綱について質疑があり、「この物件の発注金額から、公募型指名競争入札も含めその都度協議することとなっているが、今回の場合は特殊性の少ない建物であることから、多くの市内業者が参加できるようAランクとBランクの共同企業体となった。」との答弁がありました。

また複合施設の建設に伴う利点や旧施設等について質疑がありましたが、当局の説明により了承した次第であります。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（山田由比己）ただいまの建設経済常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。二十番大谷龍雄議員。

〔二十番 大谷龍雄登壇〕

○二十番（大谷龍雄）それでは、建設経済常任委員長から報告ございました、議第七十六号 工事請負契約の締結についての反対討論を行います。

御存じのように、この施設は同和对策事業の一環としてつくられました五條文化会館、五條東児童館、五條東老人憩の家の古い施設をなくして、複合施設として建設するということにつながる契約であります。

皆さん方も御存じのように、同和对策事業は、劣悪な部落差別から起こったいろんな問題を解決するためには大変必要な時期もございました。しかし、もう今現在、国は同和对策事業を終わっております。しかし、奈良県におきましても、五條におきましても、全国的にも、まだ、県独自、市独自、町村独自の同和对策事業が続いているという状況であります。五條もしかりであります。しかし、自由平等の日本と五條市を目指していくためには、今日現在においては、同和对策事業を終結することこそ、やはり自由平等の五條市につながると私は判断するものであります。しかし、今回のこの建

設は、同和对策事業を終結するということを宣言した上での事業ではなしに、同和对策事業を続ける中での事業でありますから、こういった三施設を更に新しく建て替えて行うということは、同和对策事業の継続につながるというふうには判断いたしております。したがって、この工事請負契約締結につきましても、今申し上げました理由から反対するものであります。以上です。

○議長（山田由比己） 以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま、建設経済常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山田由比己） 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山田由比己） 意見調整のため、暫時休憩いたします。

午前十時三十二分休憩に入る

午後三時二分再開

○議長（山田由比己） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山田由比己） 議事の都合により、副議長と交替いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（峯林宏政） 議長の職務を行いますので、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

山田由比己議員から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって、この際議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。
地方自治法第一百七条の規定により山田由比己議員の退場を求めます。

〔山田由比己議員退場〕

○副議長（峯林宏政）まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

五條市議会副議長殿

五條市議会議長 山田由比己

辞 職 願

このたび、諸般の事情により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

○副議長（峯林宏政）お諮りいたします。山田由比己議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって、山田由比己議員の議長の辞職を許可することに決しました。

山田由比己議員の入場を許します。

〔山田由比己議員入場〕

○副議長（峯林宏政）ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって、この際議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○副議長（峯林宏政）追加議案及び日程を配付させます。

追加議案並びに日程の配付漏れはございませんか。――。

配付漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○副議長（峯林宏政）追加日程第一、選第一号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（長田雅光）選第一号 議長の選挙について。

地方自治法第百三条の規定により、本市議会議長の選挙を行う。

平成十八年十二月十四日提出

五 條 市 議 会

○副議長（峯林宏政）意見調整のため休憩いたします。

午後三時八分休憩に入る

午後三時二十二分再開

○副議長（峯林宏政）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○副議長（峯林宏政）追加日程第一、選第一号を議題といたします。

本件につきましては休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。（「二十番」の声あり）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）投票でひとつお願いしたいと思います。

○副議長（峯林宏政）議長の選挙は、投票をもって行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（峯林宏政）御異議がないようでございますので、議長選挙は投票によって行うことに決しました。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（峯林宏政）ただいまの出席議員数は二十名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（峯林宏政）投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（峯林宏政）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長（峯林宏政）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（峯林宏政）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に榮林末次議員及び土井康嗣議員を指名いたします。

よって両議員の立ち合いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○副議長（峯林宏政）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 二十票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 二十票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

寺本保英議員 十九票

大谷龍雄議員 一票

白票は、ゼロ票であります。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、五票であります。よって、寺本保英議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました寺本保英議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により、告知いたします。当選されました寺本保英議員から、議長当選承諾並びに就任のごあいさつをいただくことにいたします。寺本保英議員。

〔寺本保英登壇〕

○（寺本保英）このたび、議員各位の温かい御推挙によりまして議長の重席を担うことになりました。

もとより浅学非才でございますけれども、持てる力を十分に發揮して頑張りたいと思います。

また、五條市においても、行政改革、また財政再建、大変な時期でございますまして、議会といたしましても、共に痛みを分かち合えるような形で財政再建に向かって頑張らなければならないだろうと思えます。それには議員各位の絶大なる御協力と、またお知恵を拝借しながら私一生懸命全霊を傾けるつもりでございます。

これからもよろしく御指導、ごべんたつを賜りますように重ねてお願いを申し上げます、簡単でございますけれども就任のごあいさつにさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（峯林宏政）御協力ありがとうございました。

議長と交替いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（寺本保英）それでは、ここで前議長の山田由比己議員から、議長退任のごあいさつをいただきたいと思えます。

〔山田由比己登壇〕

○（山田由比己）失礼いたします。

合併後初めての議長ということの中で、大変山積された問題の中で一年間こうしてやってこられましたのも、ひとえに皆様方の本当に心からの御協力があってのことだと、改めまして心から御礼を申し上げます。本当にどうもありがとうございました。

先ほど新議長さんの方からいろいろお話の中にありましたけれども、これからの五條市、大変な五條市の中でございます。そんな中でも、皆さんの御協力のもとに、議会運営もとより五條市政、今後ともいろいろと御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますけれどもお礼のあいさつとさせていただきます。

一年間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（寺本保英）ありがとうございます。

峯林宏政議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りをいたします。この際副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」声あり〕

○議長（寺本保英）異議なしと認めます。よって、この際副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第一百七十七条の規定により、峯林宏政議員の退場を求めます。

〔峯林宏政議員退場〕

○議長（寺本保英）まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

五條市議会議長殿

五條市議会副議長 峯林宏政

辞 職 願

このたび、諸般の事情により副議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。

○議長（寺本保英）お諮りをいたします。峯林宏政議員の副議長の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）異議なしと認めます。よって、峯林宏政議員の副議長の辞職を許可することに決しました。
峯林宏政議員の入場を許可します。

〔峯林宏政議員入場〕

○議長（寺本保英）ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。この際副議長の選挙を日程に追加し選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）異議なしと認めます。よって、この際副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○議長（寺本保英）追加議案及び日程を配付させます。

配付漏れはございませんか。――。

配付漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（寺本保英）追加日程第一、選第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（長田雅光）選第二号 副議長の選挙について。

地方自治法第百三条の規定により本市議会副議長の選挙を行う。

平成十八年十二月十四日提出

五 條 市 議 会

○議長（寺本保英）意見調整のため休憩いたします。

午後三時四十分休憩に入る

午後四時十分再開

○議長（寺本保英） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（寺本保英） 追加日程第一、選第二号を議題といたします。

本件につきましては休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。（二十番）の声あり 二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄） 副議長選挙の方法は、投票でお願いしたいと思います。

○議長（寺本保英） 副議長の選挙は投票をもって行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英） 異議がないようでございますので、副議長選挙は投票によって行うことに決しました。
議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（寺本保英） ただいまの出席議員数は二十名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（寺本保英） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺本保英） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。
事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局次長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（寺本保英）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（寺本保英）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に榮林末次議員及び土井康嗣議員を指名いたします。
よって、両議員の立ち合いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（寺本保英）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 二十票

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち

有効投票 二十票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

佐久間正己議員 十九票

大谷龍雄議員 一票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、五票であります。よって、佐久間正己議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました佐久間正己議員が、議場におられますので本席から会議規則第三十二条第二項の規定により、告知いたします。当選されました佐久間正己議員から、当選承諾並びに就任のごあいさつをいただくことにいたします。佐久間正己議員。

〔佐久間正己登壇〕

○（佐久間正己）ただいま、皆様方の絶大なる御支援をいただきまして、副議長の大任を拝することになりました。もとより力はございませんけれども、皆様方の総意を自分の思いとして、議長を守りながら手足となつて頑張つてまいる決意でございますし、もとより議員の皆様方の絶大なる御支援を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして一言就任のごあいさつ、御礼にかえさせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

○議長（寺本保英）ありがとうございます。

ここで、前副議長の峯林宏政議員から、副議長退任のごあいさつをいただくことにいたします。

〔峯林宏政登壇〕

○（峯林宏政）失礼いたします。

山田由比己議長のもと、一年間皆様方の御協力をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。退任の言葉とさせていただきます。

本当にありがとうございます。（拍手）

○議長（寺本保英）ありがとうございました。

お諮りをいたします。この際常任委員の所属変更を日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英） 異議なしと認めます。よって、この際常任委員の所属変更を日程に追加することに決しました。

○議長（寺本保英） 追加議案及び日程を配付させます。

配付漏れはございませんか。――。

配付漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○議長（寺本保英） 追加日程第一、選第三号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（長田雅光） 選第三号 常任委員の所属変更。

五條市議会委員会条例第五条第二項の規定により、委員の所属変更を行う。

平成十八年十二月十四日提出

五 條 市 議 会

○議長（寺本保英） 意見調整のため休憩いたします。

午後四時二十二分休憩に入る